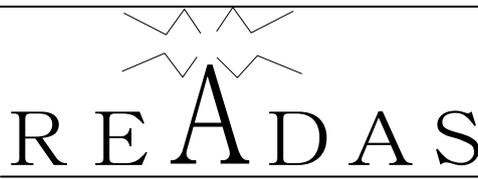


第 4595 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 10月 23日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 年末調整、昨年と変わった点

Q：まもなく、年末調整の時期になりますが、昨年とどんな点が変わっていますでしょうか？

A：生命保険料控除、通勤手当の非課税限度額、源泉所得税の納期が変更になっています。

【解説】

平成24年度の年末調整が、間もなく始まります。今年度の年末調整で注意すべき点は、次の3点です。

①生命保険料控除の改正

生命保険料控除が改組され、仕組みが新しくなりました。介護医療保険料控除が創設され、控除限度額が12万円になり、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額も変更になっています。保険契約日によって取扱いが違いますので注意してください。

②通勤手当の非課税限度額

自動車などの交通用具を使用して通勤している人の通勤手当の非課税限度額が改正されました。運賃相当額が交通用具を使用して通勤する人の通勤距離に応じて定められる1ヶ月当たりの一定の金額(距離比例額)を超える場合に、運賃相当額(最高限度額月10万円)までが非課税とされる措置が廃止されたので、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その超える金額が課税の対象となります。

③源泉所得税の納期

納期の特例を受けている場合の納期限が1月20日と7月10日になります。

